

2

[書評 | review]

太田富康『近代地方行政体の記録と情報』

Tomiyasu Ota, *Kindai chibo gyoseitai no kiroku to joho*

渡邊佳子 | Yoshiko Watanabe



太田富康『近代地方行政体の記録と情報』/岩田書院/2010年9月/A5版/421頁/9,500円+税

1 — はじめに

本書は、埼玉県立文書館の職員である太田富康氏が、これまでに発表して来た11編の論文を再構成したもので、400頁を超える大著である。「1986(昭和61)年4月、埼玉県立文書館に着任し、はじめてアーカイブズの世界に触れた。以来今日に至るまでの二五年の大半を同館及びアーカイブズ関係のなかで過ごし、社会人としての私は、アーカイブズに関わるなかにあつたといえる。」とあとがきに述べているように、著者とアーカイブズとの関わりは長く、その実務と研究の中で培われたアーカイブズ論が展開される。「本書に収録した論文の直接の契機と題材は、やはり埼玉県立文書館の資料と事業にこそ根付いている。」という文面からは、埼玉県立文書館で働く著者が、その文書館の資料や事業と如何に深く関わって来たかを知ることができる。本書に収録された11編の論文の底流に流れているのはもちろん「アーカイブズ」であるが、特に、情報の伝達という視点から論じられる序章と第1編は、アーカイブズを「情報体」としてとらえたもので、評者として注目したいところである。

2 — 本書の構成

本書は、序章、終章を含む全11章からなり、巻末には「都道府県別 府県記録管理史 研究文献一覧」が掲載されている。対象・構成や各編・章ごとの概説については、序章で簡潔に説明されているが、まず、目次の概略により本書の構成を見てみたい。

- 序章 アーカイブズ資源と情報・記録研究の現在
 - 一 はじめに
 - 二 情報体としてのアーカイブズ
 - 三 情報獲得のためのアクセス
 - 四 情報・記録及びアーカイブズ研究の状況と本書の構成

第一編 幕末の地域情報環境

- 第一章 地域における政治社会情報伝達の実相
 - 一 はじめに
 - 二 農村の公的情報環境
 - 三 人的つながりによる情報伝達
 - 四 不特定者間の伝達
 - 五 上層農と小前層のあいだ
 - 六 まとめ
- 第二章 ベリー来航期における名主の黒船情報収集
 - 一 はじめに— 農民と情報
 - 二 ベリー来航と川越藩
 - 三 林信海とその記録
 - 四 触・達類による公的情報
 - 五 夫人足徴発期間における入手経路
 - 六 相州及び高輪陣屋における収集— 鈴木久兵衛の記録から
 - 七 川越・江戸での情報入手
 - 八 情報の内容
 - 九 まとめ

第二編 府県庁記録の成立とアーカイブズ認識

- 第三章 明治政府のアーカイブズ認識と記録管理
 - 一 国民国家とアーカイブズ
 - 二 明治前期の歴史編纂事業
 - 三 府県史編纂と記録管理
 - 四 アーカイブズ認識の後退
- 第四章 活版印刷技術と情報環境の革新
 - 一 近代国家建設と公的情報の環境
 - 二 活版印刷技術の登場
 - 三 新聞・官報・府県公報誌の役割
 - 四 情報管理と活版印刷技術
- 第五章 「文書」と「記録」をめぐる概念認識の変遷— 職制規程にみる明治期埼玉県庁の場合
 - 一 課題と対象
 - 二 太政官制期の職制規程と文書・記録類の概念
 - 三 明治後期の職制規程と文書・記録類
 - 四 まとめと課題・展望

第六章 「府県史料」の性格・構成とその編纂作業

- 一 はじめに——「府県史料」とアーカイブズ
- 二 府県史編纂の位置付け
- 三 府県史の内容構成
- 四 府県史の編纂作業
- 五 選別収集の対象簿冊
- 六 おわりに

第七章 府県史編纂期における記録と編纂の職制

- 秋田・埼玉両県の場合
- 一 はじめに
- 二 秋田・埼玉両県の府県史(府県史料)
- 三 秋田県における記録管理と県史編纂の職制
- 四 埼玉県における記録管理と県史編纂の職制
- 五 まとめ

第四編 郡役所・市町村役場の記録と情報

第八章 郡役所の記録と情報

- 埼玉県・郡制施行以前 一八七九～一八九六
- 一 はじめに—— 課題と対象
- 二 郡役所発足時の諸規定
- 三 郡役所の公告制度と『埼玉県報』
- 四 郡役所における記録管理
- 五 郡役所の書籍
- 六 おわりに

第九章 市町村役場の記録管理と府県

- 一 明治期の市町村役場文書と府県
- 二 大正～昭和戦前期の記録管理
- 三 特質・意義と課題

終章 アーカイブズ制度への序章—— 行政記録の〈力〉と公開

- 一 はじめに
- 二 明治期の公立図書館
- 三 「図書」と「記録」の区分
- 四 府県庁からの記録の移管と公開
- 五 一般文書の移管・公開
- 六 図書館界におけるアーカイブズ保存の動きと構想
- 七 鈴木賢祐—— 山口県文書館への伏流
- 八 まとめにかえて

序章では、「情報」という概念を用いてのアーカイブズの説明と情報・記録及びアーカイブズ研究の意義が述べられる。アーカイブズ資源研究は、記録管理史研究のみでは不十分で、様々な情報の伝達やその記録媒体である書物や編纂物などの研究が不可欠とする著者の見解がある。その情報の伝達機能に視点をあてて「アーカイブズは作成時に意図された情報伝達機能と、情報管理/サービス機関等でなされる情報伝達機能が異なる性質の情報体である。」と説明する。生成時からアーカイブズまでの情報伝達機能は、当事者間の意思疎通の機能としての「共時的な空間伝達」、組織活動の中での伝達機能である「通時的な伝達機能」、永続的な通時性を持ち、組織内外への広がりや伝達目的の広がりを持つアーカイブズへと3段階に転換するという。「これだけの転換を行うわけであるから、その機能を十分に果たすためには、そのための手立て、管理が必要となる。」という著者の論理には説得力がある。そして、このように大きく転換を遂げたアーカイブズは、情報資源としての活用に特定の理論、方法が必要であり、それゆえにこそアーカイブズ学があるとし、アーカイブズ資源研究の成果を反映した「情報獲得のためのアクセス」について説明する。また、アーカイブズ研究については、記録管理史に属する研究から、体系的・通史的研究、歴史認識や編纂事業、公報誌・新聞等の媒体などとの連関性、府省や植民地総督府との比較総合的研究などがなされるに至るその変遷を通観し、「それぞれの時代における情報、記録及びアーカイブズのあり様や特質、認識及び三者の相互関係の研究が必要であり、現代に至るその変遷を究明することは重要な課題であると考えられる。」と結んでいる。

第一編は、「幕末の地域情報環境」について、論じたものである。第一章では、情報入手の伝達ルートと入手された情報の伝搬に視点が置かれ、第二章では、ペリー来航の情報について、夫人足を提供していた村の名主の「黒船情報の収集活動」を取り上げたものである。幕府や藩等からの情報伝達が必要最小限におさえられているという農村の公的情報環境の中で、当時の民衆は自らが培った情報収集能力によって、その統制を越えた情報環境を確保していたと著者は指摘し、この上農層や知識人層の様々な活動とそこから生まれる人間関係の中で培う情報伝達ルートの実態を検証している。そこには、人々の様々なコミュニケーションの実態が描かれており、幕末の民衆のエネルギーを浮かび上がらせる。そして、こうした情報収集手段を確保していた彼ら、やがて、「自らが情報源」となるのも幕末の政治状況のひとつの特徴と著者は捉える。統治に及ぼす情報の力というものが感じ取られる。「明治維新を可能とし、その後の近代化の前提となったこの時代の社会を情報という観点から捉え直すことが今後、必要なのではないだろうか。」との著者の指摘は、的を射たものであり、さらなる研究の広がり期待したい。

第二編は、明治期の府県における記録管理制度とアーカイブズの認識の変化を論じたものである。第三章では、まず、「国民国家の指標としてのアーカイブズ」という視点からのアーカイブズ認識を確認し、明治前期の政府の歴史編纂事業と、施策として府県庁に命じられた府県史編纂事業、全国記録保存事業について府県庁の記録管理に及ぼした影響、そして「文書」と「記録」の概念認識の変遷を追ったものである。同時代史を重視した国史編纂事業では、歴史的価値と行政的価値を併せ持つアーカイブズの要素が存在していたが、編年史編纂に傾斜した時、それは大きく

後退したとする。一方、府県に対して命じられた府県史編纂事業は、府県にとって、その編纂作業が、記録管理の整備を推進する一要因ともなったが、府県史編纂と全国記録保存事業が中止となり、文書の保存年限制が導入される中で、府県史編纂が与えていた「史料」「歴史ノ材料」という価値認識も薄れ、アーカイブズ認識が後退したと指摘するが、一方で、官界用紙の形態統一や活版印刷技術の導入が、アーカイブズ・システムの可能性を生むとし、次章につなげている。第四章では、近代国家建設と公的情報の環境について論じられる。近代国家建設のためのあらゆる施策の前提として情報環境の革新が求められていた中で、郵便制度や印刷技術が導入され、新聞・官報・府県公報誌の発行へと繋がり、行政情報の伝達は、大きな革新を遂げたとする。情報管理の正確性・迅速性・合理性が求められ、また、官用界紙の定式統一等媒体の形態統一が図られる。このことは、「文書原本を簿冊に編冊することで、類別・編年等の検索性を備えた「記録」を生み出すことを可能にした。」と著者は説明する。第五章では、「文書」と「記録」の定義について、その概念認識の変遷をたどる。埼玉県職制規程の中にその概念を探り、「記録文書」の保存を指示した全国記録保存事業と府県史編纂事業が与えた、府県庁の文書記録の管理体制へのインパクトと、「文書」「簿冊」の概念が、時代を経るに従い「文書」に統一されていくことになり、歴史的価値認識が希薄になることを指摘する。

第三編は、「府県史編纂事業と記録管理の相関」について、第二編でも言及されている府県史編纂事業を更に展開し、この事業がアーカイブズにも通じる事業であったという視点から論じたものである。また、その成果物である「府県史料」は、アーカイブズ学研究の材料を提供し、研究対象そのものにもなるとしてい

る。第六章では、秋田・宮城・島根・愛媛・埼玉の5県を中心に調査検討し、府県史編纂事業が府県ではどのように反映されたかについて検証する。第七章では、記録管理と府県史編纂が同一の府県庁記録を対象とする事業であったという認識のもとに、府県史編纂事業が、府県庁記録の評価選別とアーカイブズに通じるものであったとし、秋田と埼玉の両県の事例が比較検討されている。

第四編の「郡役所・市町村役場の記録と情報」は、府県と町村の中間に位置した郡役所と国家行政の末端機関としての市町村役場を対象に、国－府県庁－郡役所－町村役場という行政組織体系の中での文書伝達の相互関係を分析し、「組織群」の文書という視点から考察したものである。第八章では、郡役所を対象とし、郡役所設置時の文書引継、関係法規類、公告制度、公報誌、記録管理の方法等について埼玉県を紹介している。大区、小区や学区等から郡役所へ引き継がれた文書の一覧表では、行政組織体系の中での文書の流れを垣間見ることができ、郡役所所蔵書籍の一覧表では、郡役所がその郡域での「情報の集積地であった」とする状況が把握できる。第九章は、国家行政の末端に位置づけられた市町村が有効に機能するため、諸規則の制定と監督の強化のもとに進められる市町村の記録管理について検証したものである。また、市町村文書の継続的な保存公開システムの整備の必要が指摘されている。

終章は、アーカイブズの公開を取り上げ、戦前期の府県立図書館における行政記録の公開の実態が紹介されている。文書館の設立を見なかつた中で、府県庁の記録を市民に公開する可能性を有した図書館に視点を当て「限定された種類、限定された研究目的」ながら、存在した公開の事例を論じたものである。また、明治後期に図書館の専門家団体が

成立し、図書館人によるアーカイブズ的認識や構想の表明がなされて来た中で、我が国最初の文書館・山口県文書館の設立への展望を考察する。そして、「日本に文書館が誕生するには、アーカイブズの〈力〉の理解と、アーカイブズの〈力〉が真に発露されえる時代とが必要だったのである。」と結論付ける。

4 — まとめ

本書は、アーカイブズ資源研究に属するとされるが、著者の視点は広く、この研究と表裏一体であるアーカイブズ管理研究への展望も情報獲得のためのアクセスに視点を置いて論じられている。アーカイブズは、そこに記されている文面のみでは事態の経過や事情を把握することが困難で、その把握は文書の作成時にまで遡行することにより可能となる。アーカイブズが組織における記録管理から連続性を持つ体系にあることが、最もそれを可能にするとし、レコード・コンティニウム理論や公文書等の管理に関する法律にも言及されていることは、今後の研究の展開につながるものとして期待したい。

一方、本書の全体的な内容であるアーカイブズ資源研究では、「情報」という視点と歴史編纂事業や記録管理の視点からアーカイブズが論じられている。前者では、「情報」という概念を用いることにより、アーカイブズ資源研究の対象をより大きく広げたといえる。アーカイブズの特立を「情報の伝達機能」の視点から論じ、幕末の地域社会の情報伝達に視点を置いた考察や活版印刷技術が、行政情報の伝達に革新をもたらし、府県の情報施策やメディア施策に与えた影響について論じられている。後者では、政府の歴史編纂事業と府県庁の記録管理やアーカイブズ認識、郡役所・市町村役場の地方行政機関の記録管

理が論じられている。特に、府県史編纂事業と府県庁の記録管理との相関についての説明には、ウェートがおかれている。終章で述べられるアーカイブズの〈力〉では、「郷土資料」として国民統合、体制擁護に働く〈力〉は政府にとって有効なものであったが、「証拠」として批判・攻撃の材料となり、統合・統制を妨げる〈力〉は有害であり、それゆえ行政アーカイブズの公開は、限定されたものになったとする。その時から半世紀以上経過した現在、「統合・統制」への考え方が変化する中で、公文書管理法制定の中で、アーカイブズの〈力〉は、政府や国民にとって有効な〈力〉へと方向づけられることになるのか、そのためにはどのような環境整備が必要なのか評者にとっては、大いに関心のあるところである。

最後に、本書の対象と構成について触れておきたい。本書は、11編の論文の再構成であり、初出を尊重し大きな改稿はせず、それぞれの章独立での通読性を考えて、そのままにしたとされている。そのため、全体の通読性から見た場合に、前後の関係が把握しにくい箇所がある。特に第二編と第三編は、各章で相互に関係し合う部分が多く、読みづらいつ感じを持った。止むを得ないこととは思いつながら、せつかつの論の展開が、弱まるよういつ残念な気がした。また、終章のタイトルが、「アーカイブズ制度への序章」となっていることも、なぜ終わりに「序章」が来るのか気になった。しかし、著者は、この章で図書館における「行政記録の公開」を述べ、そこから展開した日本で最初のアーカイブズ施設である山口県文書館を紹介した。これをアーカイブズの出発点と捉え、新たなアーカイブズが展開されて行くことの著者の期待が込められていると理解した。更にいうなら、本書の終わりに置かれたこの「序章」は、著者のアーカイブズにかかわる新たな論文への序章とも、評者には思えるのである。